

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 64 条

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「（新たに放課後児童健全育成事業者採用された日から起算して 2 年以内に修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第 5 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 6 年 3 月 31 日までに新たに放課後児童健全育成事業者採用された放課後児童支援員については、この条例による改正後の第 10 条第 3 項中「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者採用された日から起算して 2 年以内に修了することを予定している者を含む。）」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者採用された日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。